

令和3年第2回定例会 一般会計予算・決算審査特別委員会（第2日目）
市民厚生分科会審査記録

- 1 日 時 令和3年6月18日（金） 午前11時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算（第4号）
- 4 出席委員（9名）

1番	鈴木好彦君	2番	上村正朗君
3番	富樫雅男君	4番	稲葉久美子君
5番	鈴木いせ子君	6番	鈴木一之君
7番	長谷川孝君	委員長	大滝国吉君
副委員長		小杉武仁君	
- 5 欠席委員
なし
- 6 傍聴議員（4名）

菅井晋一君	高田晃君	姫路敏君
山田勉君		
- 7 地方自治法第105条による出席者
議長 三田敏秋君
- 8 オブザーバーとして出席した者
なし
- 9 説明のため出席した者

副市長	忠聡君
税務課長	大滝慈光君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	瀬賀豪君
保健医療課長	信田和子君
同課課長補佐	志田淳一君
同課健康支援室長	平山祐子君
介護高齢課長	大滝きくみ君
同課高齢者支援室長	山田美和子君
同課高齢者支援室副参事	渋谷直人君
同課地域包括支援センター長	田中加代子君
同課介護保険室長	高橋洋一君
同課介護保険室副参事	近藤知子君
福祉課長	木村静子君
同課福祉政策室長	石田浩二君
こども課長	中村豊昭君
同課子育て政策室長	高橋朗君
同課子育て支援室長	山田昌実君
同課子育て支援室副参事	小林毅君
- 10 議会事務局職員
局長 長谷部 俊一

(午前11時00分)

特別委員長(大滝国吉君)開会を宣する。

○本日の委員会は、一般会計予算・決算審査特別委員会に設置した市民厚生分科会の所管事務について審査を行うこととし、審査は常任委員会の審査の例により行い、分科会の会長には市民厚生常任委員長、副分科会長には市民厚生常任副委員長を充て議事運営を行うこととし、議事進行を市民厚生分科会長に願った。

分科会長(長谷川 孝君)開会を宣する。

○本分科会の審査については、分科会審査日程概要どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。

日程第2 議第56号 令和3年度村上市一般会計補正予算(第4号)のうち市民厚生分科会所管分を議題とし、予算付託表記載順に担当課長(介護高齢課長 大滝きくみ君、福祉課長 木村静子君、こども課長、中村豊昭君、保健医療課長 信田和子君)から歳入の説明を受けた後、歳入についての質疑に入り、歳入についての質疑を受けた後、歳出についての質疑に入る。

歳入

第15款 国庫支出金

(説明)

保健医療課長 それでは、7P、8Pを御覧願う。15款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金6,246万5,000円であるが、接種費用に対する国庫負担金として9月末までの見込み計上していたけれども、そこから現在新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種期間である令和4年2月末までの見込み分を追加し、計上いたしました。次の2項3目衛生費国庫補助金、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金2,053万5,000円についても、9月末までの見込みから前倒し分も含め、本年度のワクチン接種に係る増額分を計上いたしました。

第21款 諸収入

(説明)

保健医療課長 続いて、一番下のほうになるけれども、21款諸収入6項6目3節衛生雑入、説明欄1、オンライン資格確認関係補助金42万9,000円については、村上市急患診療所におけるオンライン資格確認の整理に係るもので、補助上限額を計上している。以上だ。

歳入

第15款 国庫支出金

(質疑)

(「なし」と呼ぶ者あり)

第21款 諸収入

(質 疑)

鈴木 好彦 ただいま説明あったオンライン資格確認関係補助金、これ補助金だから事業があるから補助金出てくるわけだが、この事業というのはどんな概要なのだろうか。ちょっと詳しく説明いただけるだろうか。

保健医療課長 こちらについては、社会保険診療報酬基金が国から医療提供体制設備整備交付金の交付を受けて、医療機関等の情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金というのを増設いたして、その基金を活用してオンライン資格確認等の導入に向けた保健医療機関に対して、整備に対してそのシステム整備に対する費用の負担を支払基金が補助金を交付することによりオンライン資格等の推進を図ることを目的としているものである。すみません、ちょっと。

鈴木 好彦 恐らく5回聞いてもその説明は私理解できないと思うのだけれども、私聞きたいのはそちらではなく、オンライン資格確認という事業が、我々がああそうか、そういうことだったのかというレベルで説明いただければと思うのだが。

長谷川分科会長 簡潔にお願いします。

保健医療課長 基本的に国、支払基金、社会保険診療報酬支払基金が国から交付金をもらって、オンライン資格確認を推進するために基金を創設して、国に代わって医療機関に推進したところに対して診療報酬支払基金から交付ができるような、国からではなくて、一旦そこを通るような補助金になっているものだから、諸収入のほうに上げたものである。なお、補足があれば室長のほうから。

健康支援室長 具体的な利用の方法になるけれども、受診時にマイナーバーカードを使うことによって国保であるとか社会保険であるとか、そういう直近の資格確認が可能となるというものである。

歳出

第3款 民生費

(説 明)

福祉 課長 それでは、民生費についてご説明申し上げます。9P、10Pを御覧ください。3款民生費、1項1目説明欄の1、障害福祉費一般経費152万3,000円の追加であるが、これは新型コロナウイルスワクチン接種のため、接種会場までの移動にこれまで交付していたタクシー券を利用すると通常使うタクシー券が不足するので、その分タクシー券の交付対象者に4枚追加するものだ。次の説明欄の2、地域生活支援経費、返還金の22万2,000円であるが、令和2年度の実績による返還金である。特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援等事業費補助金だが、厚生労働省の補助金の確定手続が本来であれば令和2年度中であったものがこのたび手続が遅くなり、令和3年度になったため、今回の補正予算で追加するものである。以上だ。

介護高齢課長 同じく3款民生費、1項3目老人福祉費、説明欄の1、高齢者生活支援経費110万円だが、外出支援サービス、タクシー利用券の追加配布に伴うものだ。このたび新型コロナウイルスワクチンの接種会場まで移動する際にも外出支援サービス利用券を利用できることとしたため、その補填として1人当たり4枚の利用券を追加交付するものだ。以上だ。

こども課長 それでは、次の科目になる。3款2項1目児童福祉総務費、説明欄1、ことばとこ

ころの相談室経費75万2,000円の追加であるが、こちらは新型コロナウイルス感染症対策の経費になっている。消耗品費10万円については、消毒液などの衛生用品を買うものである。工事請負費の24万2,000円については、換気のための網戸を設置するというものである。機械器具購入費41万円については、空気清浄機、これを購入しようというものである。次の科目、3款2項3目児童措置費、説明欄の1、保育園運営経費1,550万円の追加であるが、こちらも新型コロナウイルス対策の経費となっている。消耗品費300万円について、これは各保育園の衛生用品をこれまで既決予算で対応してきたけれども、これの補填ということで計上させてもらった。工事請負費の900万円についても、換気扇、それから扇風機などの設置、手洗い場の増設、それから調理室での自動水栓の設置など対策経費として計上させてもらった。機械器具購入費350万円については、エアコンの取替えや設置というふうなことで計上させていただいた。以上だ。

第4款 衛生費

(説明)

保健医療課長 それでは、次のページ、11、12Pをお願いいたします。4款衛生費、1項2目予防費、説明欄1の新型コロナウイルスワクチン接種事業経費8,300万円については、前倒しも含め年度内に必要となる接種に係る経費を追加し、計上いたしました。主なものとして、事務補助員報酬311万1,000円は、会計年度任用職員4名を9月まで増員するための追加報酬である。消耗品費460万円は、前倒しに伴う集団接種回数の追加等により必要となったもので、医療用消耗品やゼッケン、パーティションポール、複合機の印刷分などである。次に、労働者派遣手数料1,581万1,000円は、コールセンター等の対応人員を9月まで10名増員するための派遣経費である。その下の集団接種委託料2,680万円は、集団接種日程の追加及び時間延長等による増加分を計上いたしました。続いて、7目診療所費、説明欄1、急患診療所経費62万5,000円の追加については、歳入で説明させていただいたオンライン資格確認の導入費として機器保守等委託料7万5,000円と機器購入費の55万円をそれぞれ計上している。以上である。

歳出

第3款 民生費

(質疑)

鈴木 好彦 社会福祉総務費の中で、先ほど福祉タクシーの利用券、増加していくということだけれども、1人4枚当たり何人、いわゆる何件の増加を見込んでいるのだろうか。

福祉 課長 令和2年度に配布済みの人が約640名ぐらいいる。今回の配布見込み数については560名を予定している。

鈴木 好彦 同じくやはり同じ目的で出される外出支援サービス委託料4枚、これについてもちよっと。

介護高齢課長 平成30年から令和2年までの実績が400から500以内ということで、今回は500人分を見込んでいる。

上村 正朗 それでは、3款1項3目で高齢者生活支援経費、介護高齢課、お願いする。高齢者生活支援経費だから、これは高齢者保健福祉計画でいう高齢者の生活支援事業の一環ということよろしいだろうか。

介護高齢課長 そのとおりである。

- 上村 正朗 それでは、その計画の中の外出支援サービス事業ということだと思っただけけれども、要介護認定を受けた在宅高齢者だけれども、要介護認定を受けているから、要介護認定を受けているといえればあれなのだけれども、要支援とかは対象にはならないのだろうか。
- 介護高齢課長 利用の対象者になるが、利用券の交付対象者は移動時に車椅子を必要としている方、また寝たきりの方で要支援または要介護認定を受けている方ということなので、要支援の状態でも移動が困難な方については対象になる。
- 上村 正朗 そうすると、買物支援というか、車椅子だから、買物とかに使っても大丈夫なのだろうか。
- 介護高齢課長 外出支援サービスについては、利用範囲が医療機関及び薬局、市役所または金融機関、在宅福祉サービス事業所、健診機関等になっていて、買物には該当していない。
- 上村 正朗 では、買物の目的では使えないということで、それではちょっと高齢者の生活支援事業という関連で、今買物に使えないという話なのだけれども、今回の6月15日付の市報むらかみに移動販売事業者の募集の記事が載っていたよね。これ非常にいいことだと思っただけけれども、移動販売というのは非常にニーズがあるので、大変いいことだと思っただけだが、高齢者の生活支援事業だと買物支援事業という項目も立てているのだが、何かあれなのだろうか、助成とか補助、移動販売、最近始めた方もいらっしゃるけれども、結構赤字で大変だという話もお聞きはするのだけれども、そういうものに対しての市からの補助金とか、そういうものというのは考えられるものなのだろうか。
- 介護高齢課長 移動販売車の事業者の名簿を登録ということで、実際移動販売をやっているということで申請をしていただいて、その名簿を買物等に困っている方であったり、そういう方にお知らせしたりということなので、事業所に補助するものではない。
- 上村 正朗 分かった。それと、簡単な事実にあれなのだけれども、「移動販売事業者を募集しています」というのがこれ市報むらかみにしか出ていないと思うので、現在鶴岡のほうから事業所さんが入っていたり、関川村からも来ていらっしゃっていて、市報は見えない事業者さんも当然いらっしゃると思うのだけれども、村上の中でもかなり既に移動販売の方、事業所さんはいらっしゃると思うのだけれども、そこはこちらのほうから声かけて、登録してくださいみたいなことは当然やられるわけか。
- 介護高齢課長 今回7月15日まで移動販売事業者の募集を行うのだが、実際申請数を見まして、非常に少なかつたりとかした場合はまず関係のところから情報収集をして、働きかけていくようになるかと思う。
- 長谷川分科会長 今関連なのだけれども、結局外に出ていくのと買物で来てもらうのとちょっと違いもあるし、副委員長と閉会中事務調査で我々の委員会で買物についてのことはやろうというふうに考えているので・・・
- 上村 正朗 7月15日までに間に合うか、閉会中事務調査。
- 長谷川分科会長 7月15日まで。いや、これはこれで事業者の名簿とかというようなもので、我々の場合にはやっぱり買物困難者のあれに対して、市としての助成も含めた形で補助金とかも必要なのでないかということを含めた中で調査しようということにしているので、そういうのでやっていこうというふうに思っているの、ちょっとこれ外出支援サービスとまたちょっと違うというふうなのを含めて、もしまだ質疑あるのだったらどうぞ。
- 上村 正朗 もういい。ちょっと1つ、では簡単にやめる。なので、既に海府とか山北で市外の

事業所がやっていらっしゃる実績はあるわけなので、そこはしっかり7月15日待たなくても、待たないで締め切られてやってしまうと、そこはやっぱりまずいと思うので、閉会中事務調査で詳しくはやると思うのだけれども、ちょっと時間的にどうなのかなと思うので、今実際やっているところについてはしっかり声かけていただければと思うのだけれども、それはよろしいか。

介護高齢課長 7月15日まで募集すると先ほど申し上げたけれども、随時受付はしているので、今委員が言われたように対応していきたいと思う。

上村 正朗 でも、募集して、15日で地域に返すわけだね。返してしまって、そこで決まってしまうたら遅れてきた事業所が参入できなくなるのではないか、でも。

介護高齢課長 返す方法については、これからちょっと検討させていただく。

上村 正朗 それで、計画の買物支援事業の中に、地域住民の利便性の向上を図るために宅配、移動販売、民間事業者と連携等の支援について検討するというふうに書いてあるので、例えば原信のネットスーパーか、があったり、あと生活協同組合も相当手広くやっているし、ヨシケイさんとか、そういう移動販売ではなくて、実際うちまで届けてくれるような個別配達のところもたくさんあるので、それもやっぱり大事な買物支援だと思うので、移動販売というのは大事だし、そこは私進めていくべきだと思うのだけれども、移動販売は進めるけれども、個別販売は後回しということになってしまうと、同じように村上の市民の生活を支えている中で不公平が出ると非常にそれはまずいと思うので、在り方はこれから考えるということだけれども、事業者間の中で不公平感がないように、それから市民で利用している事業所によって不公平なことになると後々それは大変な問題になると思うので、腰を落ち着けてちょっといろいろ考えていただければと思う。いかがだろうか。

介護高齢課長 委員の言われたとおり、これから宅配、移動販売、あと個人の販売も含めて検討をしていく。

鈴木 好彦 今上村さんのお話聞いていて、私も明らかにしていただければと思うのだけれども、この事業は事前にこの委員会なり本会議に説明あったものなのだろうか。私記憶ないので、確認なのだけれども、その辺ちょっとお聞かせいただけるだろうか。

長谷川分科会長 ちょっと待って、市報に載っているのの部分のことを言っているわけ。今のこのあれではなくて。

鈴木 好彦 高齢者支援生活経費関連ということでは。

長谷川分科会長 私も聞いたので、実は介護高齢課で所管になるのでないかということで前聞いたのだけれども、予算が伴っていないということで、これから情報を集めた中でどういうふうにしていくかというの今探っているような状態だというふうな説明を受けたので、それだと委員会でもまだ予算づけもなっていないのでということで私は終わったのだけれども、どうぞ、もしあれだったら。

鈴木 好彦 事業をするときには大体立てつけが必要だと思うのだ。目的だとか効果だとかとやると思うけれども、そういうものというのは歩きながら今考えているという状況だという理解か。もし立てつけあったら聞かせてください。

介護高齢課長 この事業については、高齢者保健福祉計画の中にある、先ほど上村委員がおっしゃった高齢者の自立を考える福祉事業の中で高齢者の買物困難者に対する支援である。この事業をやる背景には、やはり買物困難者にとって家の近くまで来てくれるという移動販売車は非常に助かる支援だが、市内を販売範囲としている事業所が一体どれくらいあるのかとか、どのような商品を扱っているのかというのが把握でき

ていない現状が今ある。利用者の相談に応えるためにも実態を早急に把握する必要があるということで、本年度は移動販売をやっている事業所の実態把握というところを中心に、そしてそれからいろいろ課題とかが見えてくるかと思うが、今年度は実態を把握するというので、予算等もつけていない。

長谷川分科会長 まず、これは協議会でやるから。

第4款 衛生費

(質 疑)

鈴木 一之 急患診療所経費の保健医療課さんのオンラインに関わるということであるが、先ほど私どものところの文書棚にも入っていたのだけれども、小児科、産婦人科に関する健康医療相談をオンラインで受け付けますというようなことで、市報でも案内されているし、これは県のモデル事業だということであるのだが、その関わり方というか、それもこのオンライン化の中の一貫だと、そう承知すればいいのだろうか。それは別個だろうか。

保健医療課長 今ほどの小児科、産婦人科のオンライン相談についてはまるっきり別個のもので、県の補助事業を受けた事業者の検証をやるものであるもので、今回上げた急患診療所の内容とは全く違うものである。

鈴木 一之 ありがとうございます。ちょっと関連なのだけれども、コロナ禍における急患診療所の利用度というか、それに対する受診等の利用件数というか、それもやっぱり若干変わっているかと思うのだが、その辺りはどうだろうか。

保健医療課長 決算のときには正確な数字をちょっとお示ししようと思って準備はしていたのだけれども、今手持ちにはないけれども、コロナ禍になってから患者の数というのは激減している。あと、例年だと季節性インフルエンザの時期にある程度患者数が伸びるのだけれども、去年はインフルエンザの患者もゼロだったので、それも含めて患者の人数は減っている。

(自由討議)

鈴木 好彦 先ほどの議論がまだ尽くされていないという部分で、高齢者生活支援という部分でちょっと私の思いを述べさせていただきたくけれども、市報を見ると移動販売業者に対する募集なのだよ。先ほど上村議員からもあったけれども、高齢者支援という部分では移動販売に限らず、具体的に名前出ていたけれども、コープだとか原信だとかの戸別配達もあるわけだよ。そういう中であって、なぜ移動販売だけを募集したのかという疑問が1つある。これは公平公正であるべき行政が_____を自らやっているのではないかという懸念を私は持つ。それと、もう一点、6月3日に支所のお二人が処分を受けたという問題、報告を受けている。何でかということ、ご存じのとおりだ。この問題が庁内で共有されていれば、あの事件は起きないのだ。彼らが確かに勇み足したのかもしれないけれども、この問題が市役所全体で共有されている情報が共有されていれば、ああいう問題は起きなかったはずなのだ。だから、私は市役所全体の情報の共有という機構に危機感を持つわけだ。それで本当に市民のための行政ができるのかと、そういうことを申し上げて、私の発言とする。以上だ。

長谷川分科会長 鈴木委員に申し上げるけれども、今の自由討議の中で_____という言葉が出たのだが、ちょっとこれ差別用語にあれなので、不公平ということで、不公平感とか、

そういうふうな形の意味だと思うので。

鈴木 好彦 ただいま分科会長から指摘された私の不適切な発言、これを取り消させていただき、不公平に変えさせていただくので、よろしく願いいたす。大変失礼いたしました。

上村 正朗 それでは、議案について賛成というか、反対する理由は何もない。ただ、先ほど話ししたとおり買物支援事業については計画にきちんとうたわれているとおりにしっかり移動販売であっても宅配であっても、村上市のどこに住んでいても買物にしっかりアクセスすることができる、そういう地域をぜひつくっていただきたいと思うので、課長のほうから今年度は移動販売事業者の実態把握も含めて、まずそれを先行して、それを踏まえていろいろ買物支援事業の構築、構築というか、総合的なスキームづくりとか、実施について検討するのだという回答だったと思うので、私はそれで了解したいと思うので、以上だ。

富樫 雅男 12Pのところは新型コロナウイルスワクチン接種事業経費ということがあるので、ちょっとお伺いするけれども、今高齢者・・・

長谷川分科会長 ちょっと、質疑は終わったのだ。自由討議今やっているのだ。自由討議は、自分の論点をきちんと言ってもらって、それで発言してもらいたい。

富樫 雅男 そういうこともあるので、ちょっとお伺いするけれども、今・・・

長谷川分科会長 伺うのはもう終わりだ。伺うというのは終わりで、自由討議というのは自分の持っていることを述べるというのなのだ。

富樫 雅男 今のワクチンの接種状況とかをお伺いしたいと思ったのだけれども。

(何事か呼ぶ者あり)

長谷川分科会長 違う違う、鈴木委員から自由討議の論点というのが出た。高齢者の生活支援とか。その件に関して、自分の意見があったらというふうな形で深掘りしていくのが自由討議なのだ。

富樫 雅男 分かった。すみません。

長谷川分科会長 では、ないということでもいいね。ほかに自由討議はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(賛否態度の発言)

(「なし」と呼ぶ者あり)

以上で質疑・自由討議を終結し、賛否態度の発言を求めたところ賛否態度の発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第56号のうち市民厚生分科会所管分は、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定した。

○以上で本分科会に付託された案件の審査を終了し、本分科会の報告を分科会長に一任することを決め、閉会する。

分科会長(長谷川 孝君) 閉会を宣する。

(午前11時37分)